

第六次地域管理経営計画書

(千曲川上流森林計画区)

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 1 1 年 3 月 3 1 日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	3
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	10
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	・・・	18
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	19
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	21
(1) 巡視に関する事項	・・・	21
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	21
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	21
(4) その他必要な事項	・・・	22
3 林産物の供給に関する事項	・・・	24
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	24
(2) その他必要な事項	・・・	25
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	26
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	26
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	26
(3) その他必要な事項	・・・	26
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項	・・・	27
(1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進	・・・	27
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	27
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	28
(1) 国民参加の森林づくりに関する事項	・・・	28
(2) 分収林に関する事項	・・・	29
(3) その他必要な事項	・・・	29
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	31
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	31
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	31
(3) その他必要な事項	・・・	31

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

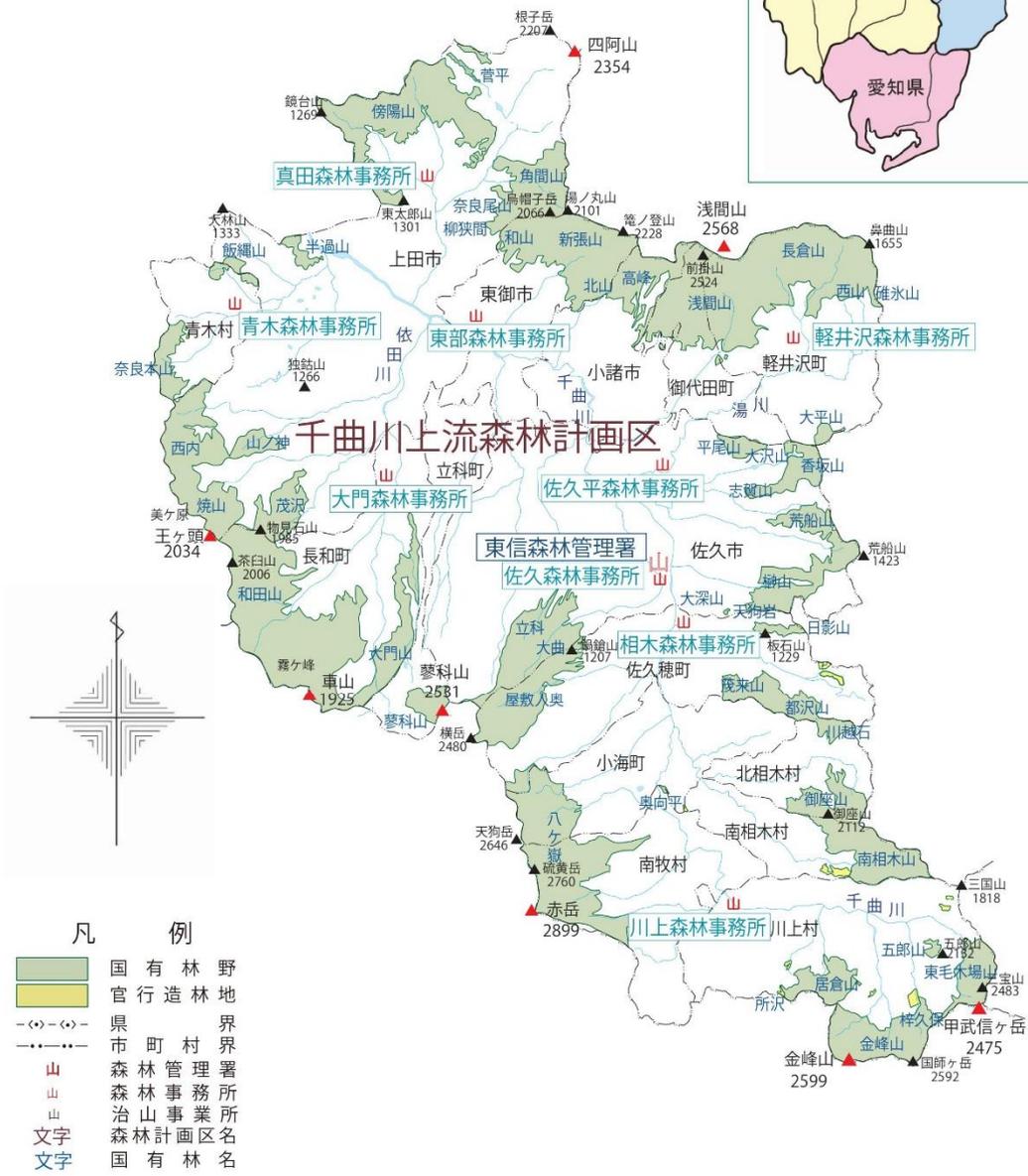
国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の千曲川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体等の行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、本計画に基づいて適切に行うこととする。

千曲川上流森林計画区の国有林位置図



- 凡 例
- 国 有 林 野
 - 官 行 造 林 地
 - 県 界
 - 市 町 村 界
 - 森 林 管 理 署
 - 森 林 事 務 所
 - 森 林 治 山 事 業 所
 - 文 字
 - 文 字

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、千曲川上流森林計画区的全森林面積の33%に当たる国有林野58,713haである。

本計画区は、長野県東部の千曲川上流部に位置し、年間降水量は1,000mm前後と少ないため、農業用水などは古くから溜め池等に依存し、飲料水についても山麓の地下水や湧水を使用している。また、川上村に源を発する千曲川は佐久平、善光寺平、越後平野の重要な水源となっていることから、国有林野面積の90%が水源かん養保安林に指定されている。

本計画区の国有林野は、首都圏にも近く、軽井沢は早くから国民の保健休養の場として利用され、また高速交通網等の整備に伴い、優れた自然景観に恵まれている北白樺、菅平、野辺山等は観光地及び森林を利用したレクリエーション施設、森林浴等の保健休養の場として利用されていることから、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、妙義荒船佐久高原国定公園にも指定されており、多くの人々が訪れている。

さらに、本計画区では、カラマツ材の生産及び利用に係る木材加工業が発達している。

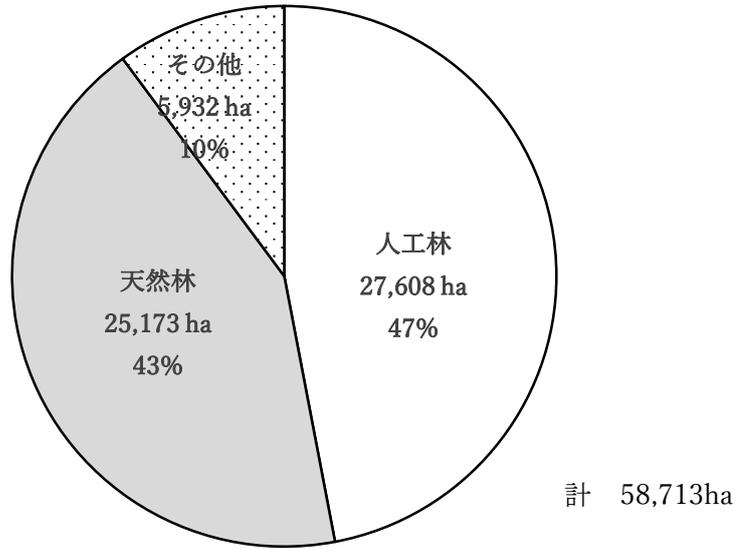
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

本計画区の国有林野は、人工林が27,608ha、天然林が25,173ha、その他（高山帯・岩石地、附帯地、貸地等）が5,932haであり、人工林の割合は47%となっている（図－1参照）。樹種構成（材積比）は、カラマツが全体の48%、アカマツが9%、ツガ類が10%を占めている（図－2参照）。

また、人工林の樹種構成（面積比）を見ると、カラマツが85%と大半を占めている（図－3参照）。人工林の齢級構成（面積比）は、11齢級から13齢級が47%と多くを占めている（図－4参照）。

図-1 国有林野の現況面積比



注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値は一致しない場合がある
(以下の図についても同じ)。

図-2 主な樹種構成 (材積比)

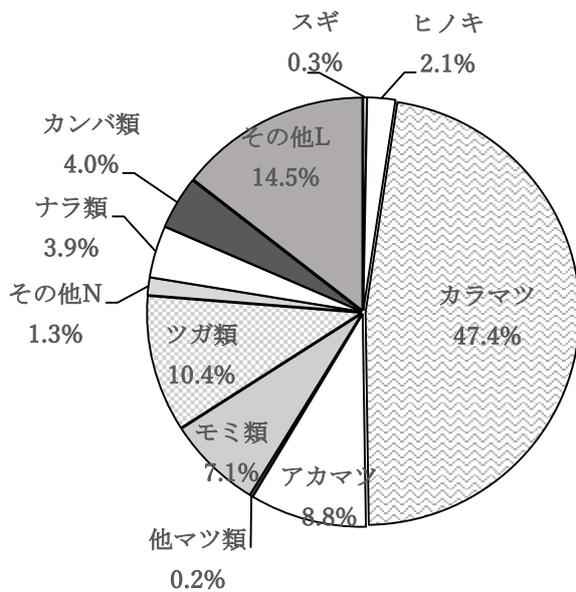


図-3 人工林の樹種構成 (面積比)

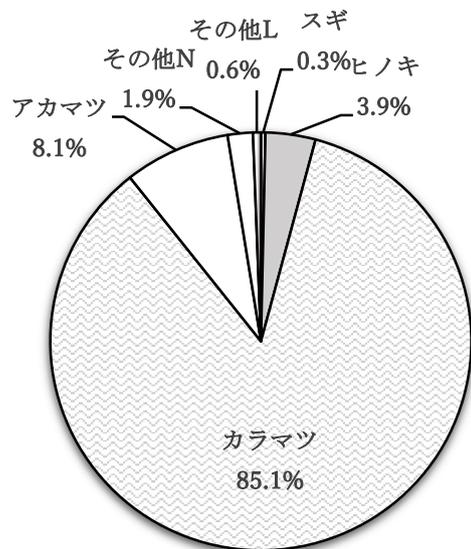
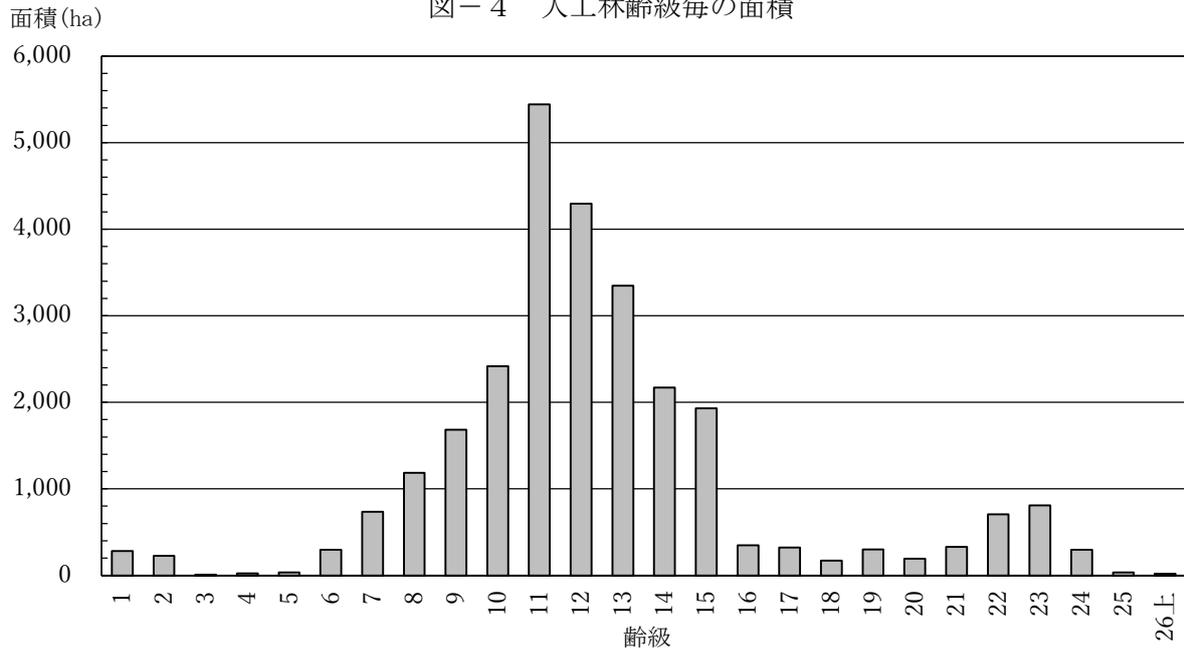


図-4 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

（1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。）

イ 主要施策に関する評価

本計画区における前計画（令和元年度～令和5年度）の主な計画と実行結果は、次のとおりとなった（令和5年度の実績は実行予定を計上）。

(ア) 伐採

主伐の伐採量については、生産請負事業の入札や分収造林地の立木公売での不調、不落などにより、計画的な伐採ができなかったため、計画量を下回る実績となった。間伐の伐採量については、現地調査の結果、計画した伐採量の算出の基礎となった材積を著しく超える林分があったことなどから、計画量を上回る実績となった。

(イ) 更新

人工造林については、対象となる箇所の主伐を一部見合わせたことから、計画量を下回る実績となった。天然更新については、更新未了箇所の更新完了判定調査の結果、更新完了が確認されたものである。

(ウ) 保育

下刈については、当期更新を伴う主伐が少なかったことなどから、計画量を下回る実績となった。その他の保育については、林分状況等を精査し実施した結果、計画量を下回る実績となった。

(エ) 林道

開設及び改良については、中部森林管理局全体で優先度を考慮し、より優先度の高いものを実行した結果、計画量を下回る実績となったが、優先度の高い箇所の開設及び改良を実施した。

項目		前計画	実績
		749,000	672,003
伐採総量 (単位：m ³)	主伐	423,431	324,494
	間伐	325,569	347,508
		987	552
更新総量 (単位：ha)	人工造林	987	525
	天然更新	—	27
保育総量 (単位：ha)	下刈	2,357	1,221
	つる切、除伐ほか	235	11
林道	開設（単位：m）	12,174	2,360
	改良（単位：箇所）	38	28

注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値は一致しない場合がある（以下の表についても同じ）。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組むこととする。

持続可能な森林経営については、我が国が参画するモンテリオール・プロセス（注）の基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

注：モンテリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組であり、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に合った多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・皆伐箇所の小面積分散化や面的複層林施業による森林のモザイク的配置、人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保を図るとともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。また、伐採や森林整備に当たっては、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・天然力の活用によつて的確な更新が図られると認められる林分における広葉樹の積極的な保残・育成
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入等による育成複層林への誘導、溪流沿いや尾根筋等の森林については保護樹帯等として保全することを推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための間伐
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

カ 法的・制度的・経済的な枠組

ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・本計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 山地災害の防止及び復旧対策

国民の安全と安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況及び保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進するとともに、山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、流木対策等を推進するとともに、水源涵養機能の強化及び自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組むこととする。

また、気候変動に伴い、大雨の頻度が増加傾向にあるとともに、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。

ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいくこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

30by30目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張や保護地

域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO 等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

エ 木材の安定供給

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組むこととする。

オ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、レクリエーションや森林環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用等を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努めることとする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

その際、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意するとともに、民有林の森林施業との連携に配慮する。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
	気象害防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林（一部） 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
自然維持タイプ		水源涵養機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林

	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（一部）
森林区間利用タイプ	水源涵養機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（一部）
快適環境形成タイプ	水源涵養機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ	水源涵養機能維持増進森林

- ・山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林：土地に関する災害の防止機能及び土壌保全機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・快適環境形成機能維持増進森林：快適な環境を形成する機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能維持増進森林：保健文化機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・水源涵養機能維持増進森林：水源涵養機能を維持増進するための施業を推進すべき森林

森林の取扱いについては、人工林の一定程度が間伐等の必要な育成段階にある一方、13 齢級以上の人工林が 46%（材積率）に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変化を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。

具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、二酸化炭素の吸収や炭素の固定など地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

また、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方に

も符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

さらに、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進することとする。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

各種機能類型の管理経営は次によるものとし、具体的には別冊「管理経営の指針」により取り扱う。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の35%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

イ 気象害防備エリア

該当なし

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の12%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の13%）は、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種で構成された周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多

様な森林を維持・造成することとする。

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
該当なし

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の41%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとし、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表する。

- ⑥ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は、次のとおりとする。

ア 湯の丸地域（^{かくまやま}角間山、^{ならおやま}奈良尾山、^{やなぎはざま}柳狭間、^{かのうやま}和山、^{みはりやま}新張山、^{きたやま}北山国有林）5,958ha

当地域は、^{ゆのまるやま}湯ノ丸山(2,101m)、^{かごのとやま}籠ノ登山(2,227m)の山麓に広がる地域である。湯ノ丸山の東南部は裾野地形で、北部に位置する角間溪谷一帯と籠ノ登山東南部は急峻で起伏に富んだ地形となっており、上信越高原国立公園にも指定されている。

- (ア) 湯の丸・高峰自然休養林を設定している山麓の高原地域と^{さんぼうがみね}籠ノ登山・三方ヶ峰の山岳地帯、深沢川流域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして管理経営を行うこととする。

- (イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 傍陽地域（^{そえひやま}傍陽山、^{すがだいら}菅平国有林）4,760ha

当地域は、^{おおまつやま}大松山(1,649m)、^{きょうだいさん}鏡台山(1,269m)、^{おおみねやま}大峰山(1,327m)の山麓に広がる地域である。大松山の北東斜面は、高原状の地形を呈し、全般的に緩斜面となっている。

- (ア) 大松山より北部の地域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 菅平の湿原を含む一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防災機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 大門・和田地域（^{だいもんやま}大門山、^{おだやま}和田山国有林）8,521ha

当地域は、高原状の緩傾斜地を呈した広大な山麓地形で、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている地域である。

(ア) 大門・和田地域の上流部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 大門山の一部は、大門山希少個体群保護林に指定しており大型鳥類の生息地保護のため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防災機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 武石・奈良本地域（^{ならもとやま}奈良本山、^{にしうち}西内、^{やまのかみ}山ノ神、^{やげやま}焼山、^{もざわ}茂沢国有林）5,682ha

当地域は、美ヶ原高原の高原状の緩傾斜地から起伏が大きく尖鋭な尾根、直線的な山麓斜面となっており、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている地域である。

(ア) 美ヶ原高原台地に隣接する一帯は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 美ヶ原高原上部については、生物群集保護林に指定しており自然環境の保全機能を重点的に発揮するため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

オ 青木・上田地域（^{はんがやま}半過山、^{いづなやま}飯縄山国有林）563ha

当地域は半過山、飯縄山地域に分散しており、いずれも里山地帯に位置する地域である。

(ア) 半過山地域は、千曲川左岸に位置し、千曲川沿いは段丘地形で住宅地が存することから山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 飯縄山地域は、飯縄山(932m)を中心とした里山地帯で、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 浅間地域（^{たかみね}高峰、^{あさまやま}浅間山、^{ながくらやま}長倉山、^{うすいやま}碓氷山、^{にしやま}西山国有林）10,032ha

当地域は、活火山として世界的に有名な浅間山(2,568m)を主峰とし、北部の高峰山(2,092m)から広大な裾野地形の国境平、西部の長倉山(1,591m)、碓氷峠に至る火山裾野地形で構成されており、上信越高原国立公園の特別保護地区を含む地域である。

(ア) 浅間山頂・黒斑山を含む地域は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道146号沿線や白糸ハイランドウェイ周辺、国境平周辺、深沢川周辺については、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 浅間地域の標高1,500m以上の地域及び濁川周辺、繰矢川・湯川・深沢川周辺は、地形・地質等の条件から山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 浅間山山麓は、冷涼寡雨の内陸性の気候帯に属し、佐久市を始め小諸市・軽井沢町等の水源地帯に位置し、山麓には数多くの湧水井戸等が掘削されていること等から水源涵養機能を重点的に発揮させるため、その大部分を水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 香坂・大平・平尾地域（^{こうさかやま}香坂山、^{おおひらやま}大平山、^{ひらおやま}平尾山、^{しがやま}志賀山、^{おおさわやま}大沢山国有林）1,403ha

当地域は、^{よせいしやま}寄石山(1,335m)の山麓緩斜面に広がる香坂山地区、^{はつぼうさん}八風山(1,315m)の山麓小
団地の大平山地区、^{ひらおふじ}平尾富士(1,156m)の裾野である平尾山地区の3つの地区に分かれてお
り、妙義荒船佐久高原国定公園にも指定されている地域である。

(ア) 香坂山地区及び大平山の上部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間
利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能又は水源涵養機能を重点
的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を
行うこととする。

ク 蓼科地域 (^{たてしなやま}蓼科山国有林) 488ha

当地域は、八ヶ岳連峰の北端に位置する蓼科山(2,530m)北面の急峻な山麓斜面で、八ヶ
岳中信高原国定公園の特別保護地区を含む地域である。

(ア) 蓼科山山頂部の亜高山性の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるた
め、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとし
て区分し管理経営を行うこととする。

ケ 荒船・榊山地域 (^{あらかねやま}荒船山、^{さかきやま}榊山、^{てんぐいわ}天狗岩、^{おおみやま}大深山国有林) 2,201ha

当地域は、妙義荒船山地に属する荒船山(1,423m)を主峰とする榊山、天狗岩、大深山及
び荒船山一帯となっており、その特徴的な山容から妙義荒船佐久高原国定公園にも指定さ
れている地域である。

(ア) 兜岩に象徴される奇岩とミズナラ、カンバ等の林相で構成されている一帯は、自然環
境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分するとともに、そ
の周囲は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分しそ
れぞれ管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的
に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行
うこととする。

コ 日影・茂来山地域（日影山、茂来山、都沢山国有林）1,449ha

当地域は、板石山(1,229m)の^{いたいしやま}一帯及び茂来山(1,718m)の北面から^{よもはらやま}四方原山(1,632m)の北面に位置し、起伏のある地域である。

(ア) 茂来山の一部と都沢山の一部については、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 川越石・相木地域（川越石、御座山、南相木山国有林）3,368ha

当地域は、四方原山南面と御座山(2,112m)から南相木山一帯にかけての地域である。

(ア) 御座山山頂を含むモミ、ツガ等の天然林の一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 金峰山・甲武信ヶ岳地域（居倉山、五郎山、東毛木場山、梓久保、金峰山、所沢国有林）4,196ha

当地域は、長野、山梨、埼玉の3県の県境に位置する^{こぶしがたけ}甲武信ヶ岳(2,475m)から金峰山(2,599m)、所沢、居倉山を含み、秩父多摩甲斐国立公園にも指定されている地域である。

(ア) 金峰山、梓久保及び甲武信ヶ岳の稜線一帯のアオモリトドマツ、シラベ、コメツガ等の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 八ヶ岳・白駒地域（八ヶ岳、奥向平国有林）5,376ha

当地域は、赤岳（2,899m）を主峰とした2,000m級の硫黄岳、天狗岳、丸山等の連山からなる八ヶ岳連峰東斜面で、下部は山麓緩傾斜面となっており、八ヶ岳中信高原国定公園の特別保護地区も含む地域である。

(ア) 八ヶ岳連峰を含む稜線一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分するとともに、山麓部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道299号沿線、稲子地区及び野辺山地区の一部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

セ 大曲・屋敷入奥地域（屋敷入奥、大曲、立科国有林）4,656ha

当地域は、八ヶ岳連峰横岳(2,480m)から東に延びる緩斜面で、上部は八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている地域である。

(ア) 双子池を中心とした山頂部は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。また、その周辺地域は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、佐久地域林業振興協議会、上小森林整備促進協議会等において、地元自治体等との密接な連携を図りながら、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進することとする。

また、これらの取組に当たっては、特に効率的な施業を推進する森林を活用し、主伐・再

造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で進めることとする。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組むこととする。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は次のとおりである。事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業施策全体への貢献を基本方針とし、本計画等に基づく計画的な事業の実行に努めることとする。その際、低コストで効

率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。

また、労働安全衛生対策を推進することとする。

① 伐採総量 (単位：m³、ha)

区分	主伐	間伐	計
計	452,544 《40,385》	267,456 (3,080)	720,000

注1：主伐の《 》の数値は、臨時伐採量の数値（内数）である。

注2：間伐の（ ）の数値は、間伐面積である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けができないもの。

② 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	1,273	5	1,278

③ 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	984	—	234

④ 林道の開設及び改良総数

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	8	14,470	36	2,750

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、優れた自然景観を呈する森林等が多く、レクリエーションの森の利用等入林者が多い上、特に降水量の少ない地域でもある。特に春季は乾燥状態になるといった自然条件が重なり、山火事発生の危険性が增大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

また、動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化することとする。

② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害の被害対策については、関係機関及び地域関係者と連携して、早期発見、早期駆除に努め、被害が確認された場合は、民有林と連携し、被害の種類や状況に応じた防除対策を講じ、まん延防止を図ることとする。

本計画区は、景観が優れている里山林が多いこと、マツタケの産地として地元産業への振興も大きいことから、地元も松くい虫被害の拡散に重大な関心を持っている。このため、被害地域の拡大防止を図るため、松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒・薬剤処理を行うとともに、地上散布による防除対策を地域と連携して実施することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行うこととする。

本計画区では、天明3年(1783年)の浅間山大噴火後に天然更新した「浅間山生物群集保護林」など、11箇所(4,093ha)の保護林を設定している。

また、希少な野生生物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理を推進することとする。

これに加え、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努める。

本計画区では、蓼科山から伊那谷森林計画区の編笠山までの稜線を結ぶ「緑の回廊八ヶ岳」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。また、隣接する民有林（山梨県有林等）において、緑の回廊八ヶ岳関係区域として連携することにより、緑の回廊の機能の充実を図ることとする。

保護林や緑の回廊のうち、自然観察教育等の場等として活用が可能な区域においては、多くの国民にとっての学習の場等としての積極的な活用を努め、入林者によって保全対象等に影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等との連携を推進するなど利用ルールの確立等に努めるとともに、その内容について広く理解されるよう適切に対処する。

さらに、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図ることとする。

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

本計画区においては、ニホンジカによる林業被害、高山植物等の被害が深刻な状況になっていることから、長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に示された個体数管理や被害防除対策を踏まえつつ、積極的な捕獲、防護柵の設置等に取り組むこととする。特に、捕獲を行う場合や方法については、関係行政機関や関係団体等との連絡調整を適切に行い、効果的な被害対策となるよう努める。

また、ツキノワグマによる剥皮被害、カモシカによる食害についても、関係行政機関等と情報共有を図りながら、テープの巻き付け、忌避剤の塗布に取り組むこととする。

野兎、野鼠等の被害については、造林地の巡視等を強化し、早期発見や適切な防除に努める。あわせて、野鼠の大量発生の原因にもなると言われるササの一斉開花、種子の着果等について注視することとする。

② 希少野生動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、イヌワシ、アツモリソウを対象種として、専門家による基礎調査、生態観察、委託団体等による巡視、生育環境や餌場確保に係る間伐等を通して、希少野生動植物種の保護を積極的に進めることとする。

本計画区においては、令和4年8月、東信森林管理署及び環境省信越自然環境事務所により「浅間山におけるイヌワシ保護増殖事業実施計画」が策定されたことを踏まえ、国指定浅間鳥獣保護区及びその周辺地域に位置する国有林野において、イヌワシの採餌環境の改善に資する主伐・再造林や間伐等の森林整備を適切かつ積極的に進めるとともに、イヌワシの餌動物の生息状況に係るモニタリングに取り組むこととする。

③ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された南佐久地域のトチノキ「茂来山のコブ太郎」、北佐久地域のシナノキ「弘法大師のさかさ杖」と呼ばれる2本の巨木につい

て、地元市町村等関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

④ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、継続的かつ計画的な供給に努めることとする。

① 木材の安定供給

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、森林整備事業による間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な作業システムを採用しつつ、素材（丸太）販売により実施する。

素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととする。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野等の新たな需要の開拓にも貢献することとする。

また、人工林資源の成熟に伴い主伐が増加している中、こうした主伐材の立木販売についても、安定供給や新たな需要開拓につながる効果的な供給に努めることとする。加えて、地域の木材需要の動向等を踏まえ適切に樹木採取権制度の活用を図ることとする。

さらに、新たな木材需要創出に向けた動きへの対応や、地域で生産される木材のブランド化を図るなど、需要動向に応じた木材の安定供給体制を戦略的に構築していくため、地域の林業、木材産業関係者と緊密に連携・協力した取組を行うこととする。

具体的には、長野県下の林業、木材産業関係者と連携し、長野県で生育した樹齢80年生以上の高齢級人工林カラマツのうち、高品質なものを「信州プレミアムカラマツ」の名称でブランド化しており、そのブランドの浸透、定着を図るとともに、適正な評価の確立と安定的な供給に努めることとする。

あわせて、根株・枝条を含む未利用間伐材等について、木質バイオマス需要者等への供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

樹木採取区

名称	所在地（林小班）	面積（ha）	備考
中部1東信・真田 樹木採取区	傍陽山国有林1045ろ外	273.90	具体の所在地については国有 林野施業実施計画を参照
合計		273.90	

② 木材の利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法

律」が令和3年10月に施行され、木材の利用を促進する主な対象が公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、木材利用の意義、木材に関する情報等を積極的に発信することとする。

また、森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大を推進することとする。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域ニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

さらに、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとする。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

本計画区は、浅間高原等の森林レクリエーション資源が豊富なこと、上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されていることなどから、国民の保健・文化・教育的利用に適していると認められる国有林を「レクリエーションの森」として、広く国民に提供することとする。

なお、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

特に、「湯の丸・高峰自然休養林」は、「^{にっぽんうつく}日本美しいの森 お薦め国有林」(注)として選定されており、自然景観の探勝や森林浴など保健休養の場及び野外スポーツの場としての利用を一層推進することとする。

注：「日本美しいの森 お薦め国有林」

レクリエーションの森の中で、特に魅力的で観光資源としての活用が期待される箇所

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用及び公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

また、レクリエーションの森については、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、地域関係者との協働による整備・管理を支える仕組みの充実に努め、地元市町村等と調整を図りながら活用を推進することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、あわせて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

また、盛土をはじめとする土地の形質等の変更等に係る各種法令に基づき許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱うこととする。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備等と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備・保全が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

なお、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林づくりに関する事項

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO 等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等への PR 活動などに積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
軽井沢ふれあいの森	99	長倉山国有林 2101 い～れ・ハ、 2102 い～わ

② 社会貢献の森

CSR (企業の社会的責任) 活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などの PR 活動に積極的に取り組むこととする。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などの PR 活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
小海町御柱の森	11	八ヶ嶽国有林 79 ろ

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などの PR 活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
御代田町遊々の森	8	浅間山国有林 2030 ちりね
ソフィアの森	22	浅間山国有林 2059 たそ～う
「中野区遊々の森」 ともりん	9	長倉山国有林 2085 ろはぬ

和田小学校黒耀の森	2	和田山国有林 1133-I ほ
練馬区遊々の森	35	浅間山国有林 2071 いち、2072 りぬむ
UWC ISAK Japan 大日向遊々の森	30	浅間山国有林 2071 は～とねな
計	106	

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
多様な自然を育む 森林整備プロジェクト	1	浅間山国有林 2059 の・お、2072 へ
菅平湿原郷土の森	50	菅平国有林 1072 い～ろ
松ぼっくりの森	26	浅間山国有林 2072 い～はほちに～ねら
計	77	

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に、都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えとの理解を醸成する。

具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

また、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、地域への波及効果が期待される取組を推進することとする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局・署等の庁舎内に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ NPO 等の支援の推進

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組む NPO や教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズに即して国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着やコンテナ苗を活用した伐採・造林一貫作業システム等による低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の問題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体への貢献を通じて、林業・木材産業、観光業等をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

国民共通の財産である国有林野を「国民の森林」として位置付け、森林・林業施策全体への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、本計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を提示し、それに対する意見を聴くなどの取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。